

＜消費者向け遺伝子検査ビジネス 認定企業決定＞

～業界団体が認定制度を開始し、9社が認定されました。～

NPO法人個人遺伝情報取扱協議会（以下、CPIGIという。）は、適正な遺伝子検査サービスの品質確保に向けた枠組みとして、経産省ガイドラインを踏まえた業界自主基準の遵守状況を認定する制度を創設し、外部専門家による審査を経て、はじめて9社の認定を行いました。この認定制度が、消費者に対する適正なサービスの提供、消費者による適切なサービスの選択に役立つことが期待されます。

1. CPIGI認定制度について

CPIGI自主基準の遵守状況等について、CPIGIに設置された外部専門家からなる審査委員会が書面、ヒアリング（必要に応じ実査）による審査を行い、個別サービスの認定を行う制度です。

第1期は、13社（16サービス）の応募があり、そのうち、上記審査を経て、9社（10サービス）を認定したとCPIGIより公表されております。

詳細は、CPIGIによるプレスリリース資料をご覧ください。

2. CPIGI自主基準について

経済産業省の支援の下、経済産業省のガイドライン等を踏まえ、個人情報保護、精度管理、科学的根拠、情報提供の方法等に係る自主基準として平成20年3月に策定されました。

経済産業省商務情報政策局生物化学産業課長 西村

担当者：福田、森

電話：03-3501-1511(内線 3741～7)

03-3501-8625(直通)

03-3501-0197(FAX)

消費者向け遺伝子検査サービス10件に対し、「CPIGI認定」の適用を決定

特定非営利活動法人 個人遺伝情報取扱協議会（以下、CPIGI）は、本日、消費者向け遺伝子検査サービス10件（9社）に対し、国内初・業界初となる認定制度「CPIGI認定」（※1）の適用を決定しましたのでお知らせします。

「CPIGI認定」が適用されるのは今回が初めてであり、また、第2期の認定審査受付は本年夏頃を予定しています（※2）。

CPIGIは、「CPIGI認定」制度の運用を通じ、今後も「CPIGI自主基準」の遵守状況をチェックする体制を事業者および消費者に普及・浸透させること、また消費者の適切なサービス選択に資することで、消費者向け遺伝子検査ビジネスの適正な実施のための枠組み作りをさらに進めてまいります。

1. 第1回「CPIGI認定」が適用される消費者向け遺伝子検査サービスについて（事業者50音順）

| 《事業（サービス・商品）名称》 | 《申請事業者》 |
|--|----------------------|
| ジェノタイプストシリーズ 肥満遺伝子 アルコール感受性遺伝子 葉酸代謝遺伝子 | イービーエス株式会社 |
| エピエ（epier）分析サービス | N.A.gene 株式会社 |
| DearGene | 株式会社エバージェン |
| 運動&栄養プログラム 糖尿病合併症リスク判定 動脈硬化リスク判定 | 株式会社サインポスト |
| GeneLife® Genesis（疾病リスク、体質関連遺伝子検査） GeneLife® Myself 2.0（自己分析遺伝子検査） GeneLife® Haplo（祖先遺伝子検査） GeneLife® 肥満遺伝子検査 GeneLife® 肌老化遺伝子検査 GeneLife® メタボ関連遺伝子検査 | ジェネシスヘルスケア株式会社 |
| DNA スキンケアコンシェルジュ | 同上 |
| 遺伝子検査・マイコード（MYCODE） | 株式会社 DeNA ライフサイエンス |
| 遺伝子解析受託サービス | 日鉄住金環境株式会社 |
| DNA シリーズ ダイエット遺伝子 エクササイズ遺伝子 | 株式会社ハーセリーズ・インターナショナル |
| HealthData Lab | ヤフー株式会社 |

2. 認定マークについて

「CPIGI認定」が適用されるサービスおよび運営事業者は、商品や営業用資料、ホームページ、名刺などにおいて、以下の認定マークを使用することができます。



* 遺伝子情報を表す“らせん”をモチーフにしています。

3. 「CPIGI認定」適用開始日と有効期間について

- 2016年6月1日より適用を開始。
- 原則として適用開始から2年間有効。
ただし適用開始から1年以内に「中間審査」（本審査よりも軽微な審査）があります。
- 2年間の有効期間経過後は、自動更新とはなりません。
再度のCPIGI認定の適用を受けるには、再び本審査が必要です。
- 有効期間中でも、CPIGI自主基準を遵守していないことが判明した場合には、適宜CPIGI認定制度審査委員会（第三者機関で構成）での審査協議の上、CPIGI理事会から認定を取り消す場合があります。

※1 CPIGI に加盟する消費者向け遺伝子検査ビジネスを行う企業・団体の事業を対象に、経済産業省と連携し制定した「個人遺伝情報を取扱う企業が遵守すべき自主基準（CPIGI 自主基準）」の遵守状況について、第三者機関の協力のもと審査をし、基準を満たしているサービス・事業者のみに対し、「CPIGI 認定」を交付するものとなります。

詳細は、2015年10月20日付のニュースリリース『遺伝子検査サービス事業認定制度「CPIGI認定」の運用開始について』をご参照ください。

<http://www.cpig.or.jp/news/news.php?id=97>

※2 第2期の申請受付後、審査期間を経て認定適用サービスが決定するのは2017年春頃を見込んでいます。ただし諸事情によりスケジュールが変更になる可能性があります。

<本件に関する報道関係の方のお問い合わせ先>

特定非営利活動法人 個人遺伝情報取扱協議会 事務局広報 中島・白井（ヤフー株式会社内）

電話：080-3722-8682／03-6440-6103

メールアドレス：kouhou@cpigi.or.jp

お問い合わせフォーム：<http://www.cpig.or.jp/sendmail/>

<認定制度に関するお問い合わせ先>

特定非営利活動法人 個人遺伝情報取扱協議会 事務局（ジェネシスヘルスケア株式会社内）

メールアドレス：support@cpigi.or.jp